

入院時食事療養(Ⅰ)に係る食事療養を実施

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士、栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養標準負担額

令和7年4月1日から

		1食あたりの負担額
一般		510円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円
低所得者Ⅱ	1年間の入院日数が 90日目まで	240円
	1年間の入院日数が 91日目以降	190円
低所得者Ⅰ		110円

※平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病床に入院している患者の方は経過措置として260円に据え置きとなります。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。

藤沢病院
医事課 入院担当